



各位

2020年3月25日

イワキ株式会社

新型コロナウイルス感染症に対する勤務対応について（第4報）

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制、また従業員の感染リスクを低減するため、2020年3月18日（水）より実施しています「在宅勤務制度の利用を強く推奨する期間を3月31日（火）まで延長する」ことについて、下記の通り一部方針を変更し継続することにいたしましたのでお知らせいたします。

記

1、勤務形態及び期間延長の変更（今回変更点）

- ・3月18日（水）にお知らせいたしました「在宅勤務制度の利用を強く推奨する期間」を3月31日（火）から変更し、**4月17日（金）まで対応を延長**いたします。

2、対象者

- ・全従業員（パート社員、嘱託社員含む）

3、その他（今回変更点）

- ・不要不急の会議、会合は引き続き中止または延期いたします。
- ・**この間、公私を問わず海外から帰国した場合は、二週間の在宅勤務ののち出社可能とする**ことといたします。

以上